

(設置)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)並びに個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)、六戸町個人情報保護法施行条例(令和五年条例第五号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)、六戸町議会の個人情報の保護に関する条例(令和五年条例第五号。以下「議会の個人情報保護条例」という。)及び情報公開条例(平成十七年条例第四号。以下「情報公開条例」という。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 法の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。
  - 二 個人情報保護法第百五条第三項において準用する同条第一項及び議会の個人情報保護条例第四十五条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
  - 三 個人情報保護法施行条例第六条及び議会の個人情報保護条例第五十条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
  - 四 情報公開条例第十八条第一項に規定する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審議すること。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開及び個人情報保護に関する制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる。

(組織)

第三条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会においては、会長(会長に事故あるときはその職務を代理する者)及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、行政不服審査担当課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年三月二八日条例第二号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和五年三月一〇日条例第五号)抄  
(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日から施行する。